

# Nidec

## All for dreams

# 第51期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2024年6月18日（火曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）



開催場所

京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1番地  
リーガロイヤルホテル京都2階「春秋の間」  
※末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

郵送及びインターネット等による議決権行使期限

2024年6月17日（月曜日）午後5時30分まで

※詳細につきましては、2～3頁をご参照ください。

### 議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員でない取締役等に対する業績連動型  
株式報酬等の額および内容改定の件

### 目次

第51期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	24
連結計算書類	55
計算書類	57
監査報告書	59

お土産の配布は従前より取り止めとさせていただいております。何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。



WEBサイト ニデック IR情報  
<https://www.nidec.com/jp/ir/>



## 株主の皆様へ



代表取締役  
グローバルグループ代表

S. Nagami

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
当社の第51期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は1973年の創業以来一貫して「回るもの、動くもの」をキーワードに社会のニーズに応える駆動技術を創造し続け、今や世界各国に約350社のグループ企業を擁する「世界No.1の総合モーターメーカー」として成長し、2024年3月期（連結）は、財務健全化と収益性強化に備えた戦略転換に取り組み、連結売上高並びに税引前利益は過去最高を更新しております。

2030年売上高10兆円達成および当社グループの持続的成長に向けた経営継承、グループ経営・ガバナンスの一層強化を目的に、今年4月より新体制での経営を始動し、まずは2025年度をターゲットとする中期戦略目標（Vision2025：連結売上高／生産性向上／ROIC／ESGで評価される企業目標）に向け、事業環境変化に力強く適応する成長企業を目指しています。

今後も「100年を超えて成長し続けるグローバル企業」としての経営体制構築にたゆまず取り組み、「人類が抱える多くの課題を解決する世界No.1のソリューション企業集団」に向け“One Nidec”グループ一丸となり邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも当社へのご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



取締役会長

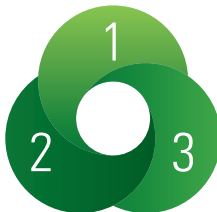
Hiroshi Kake

### 社是

我社は科学・技術・技能の一体化と  
誠実な心をもって  
全世界に通じる製品を生産し  
社会に貢献すると同時に  
会社および全従業員の  
繁栄を推進することをむねとする。

### 三つの経営基本理念

最大の社会貢献は  
雇用の創出であること



世の中で  
なくてはならぬ  
製品を供給すること

一番にこだわり、  
何事においても  
世界トップを目指すこと

### 三大精神

情熱、熱意、執念  
知的ハードワーキング  
すぐやる、必ずやる、  
出来るまでやる

株 主 各 位

京都市南区久世殿城町338番地

**ニデック株式会社**

取締役会長 小部 博志

## 第51期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第51期定時株主総会招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

なお、本株主総会に関しましては、従来どおり全ての株主の皆様へそれら情報を書面にてお送りしております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nidec.com/jp/ir/event/meeting>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、銘柄名（会社名）又は証券コード欄に「ニデック」又は「6594」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」よりご確認ください。)

なお当日ご出席されない場合には、書面またはインターネット等により議決権行使頂けますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、**2024年6月17日（月曜日）午後5時30分までに**議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

日 時 | **2024年6月18日（火曜日）午前10時**〈受付開始 午前9時30分〉

場 所 | 京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1番地  
**リーガロイヤルホテル京都 2階「春秋の間」**

末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

目的事項 | **報告事項**  
1 第51期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2 第51期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 監査等委員でない取締役6名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第4号議案 監査等委員でない取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容改定の件

# 議決権行使についてのご案内

## ▼ 郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2024年6月17日（月曜日）午後5時30分 到着分まで

## ▼ インターネット等による議決権行使の場合



【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について】（3頁）をご高覧の上、「スマート行使」もしくは「会社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセス」していただき、議案に対する賛否をご入力ください。なお、管理信託銀行等の名義株主様は、下段の議決権電子行使プラットフォームについてもご高覧ください。

**行使期限** 2024年6月17日（月曜日）午後5時30分 入力分まで

## ▼ 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）また、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

※株主様でない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。

**開催日時** 2024年6月18日（火曜日）午前10時〈受付開始 午前9時30分〉

### 議決権の行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- 【議決権行使書面】において、議案に賛否の表示のない場合は賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

以上

- (注) 1. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。  
2. ご送付している書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、「連結注記表」、「個別注記表」、「連結持分変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し監査等委員会及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

## 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社CJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



# インターネット等により議決権を行使される場合のお手続について

## QRコードを読み取る方法 [スマート行使]

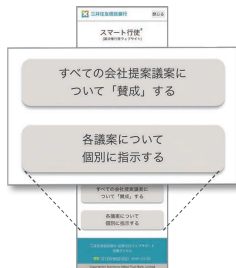
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

**注意**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワード入力による方法」にてログインし、再度議決権行使をお願い致します。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法 [インターネット行使]

インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによって可能です。

議決権行使サイトURL <https://www.web54.net>

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

## 議決権行使について

- ①インターネット等による議決権行使は、2024年6月17日（月曜日）午後5時30分入力分まで受付致しますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願い致します。
- ②書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ③インターネット等によって、複数回数、重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

## 【インターネット等による議決権行使に関するお問合せ】

「スマート行使」または「インターネット行使（議決権行使サイト）」に関してご不明な点につきましては、以下【専用ダイヤル】にお問合せくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人

三井住友信託銀行証券代行部

専用ダイヤル

<その他のご照会>



0120-652-031 (午前9時~午後9時)



0120-782-031 (平日午前9時~午後5時)

## 第1号議案 | 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 新経営体制を踏まえ、「株主総会および取締役会の運営」見直しを行い、現行定款第13条および第21条に定める株主総会および取締役会の招集権者および議長を変更するものであります。
- (2) 当社を取り巻く環境変化に応じた最適な業務執行体制を実現するため、役付取締役選定の柔軟性を確保することを目的として、現行定款第20条第2項を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条～第12条 <条文の省略>	第11条～第12条 <現行通り>
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長</u> がこれを招集し、その議長となる。	第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役グローバルグループ代表</u> がこれを招集し、その議長となる。
2 <u>取締役会長</u> にさしつかえあるとき、あるいは <u>取締役会長</u> が指名したときは、取締役社長がこれに代わる。	2 <u>取締役グローバルグループ代表</u> にさしつかえあるとき、あるいは <u>取締役グローバルグループ代表</u> が指名したときは、取締役社長がこれに代わる。
3 <u>取締役会長</u> および <u>取締役社長</u> にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。	3 <u>取締役グローバルグループ代表</u> および <u>取締役社長</u> にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。
第14条～第16条 <条文の省略>	第14条～第16条 <現行通り>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条～第19条 &lt;条文の省略&gt;</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名、取締役副会長若干名、<u>取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長および取締役社長</u>にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条～第19条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 &lt;現行通り&gt;</p> <p>2 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、<u>取締役グローバルグループ代表1名、取締役会長1名、取締役社長1名ならびにその他の役付取締役若干名</u>を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役グローバルグループ代表</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役グローバルグループ代表</u>にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p>

2024年4月1日付で、永守重信は代表権を有する取締役グローバルグループ代表に就任し、創業精神の継承とグローバルグループでの求心力のさらなる向上を担うと同時に、成長を支える任を担っております。

[2024年2月14日発行リリース：社長交代および代表取締役の異動等に関するお知らせ ご参照]

## 第2号議案 | 監査等委員でない取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役全員（5名）は任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員し、監査等委員でない取締役6名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位
01	なが もり しげ のぶ 永 守 重 信	再任 代表取締役グローバルグループ代表
02	きし だ みつ や 岸 田 光 哉	新任 社長執行役員
03	こ べ ひろ し 小 部 博 志	再任 取締役会長
04	さ とう しん いち 佐 藤 慎 一	再任 社外取締役 独立役員 取締役
05	こ まつ やよ い 小 松 弥 生	再任 社外取締役 独立役員 取締役
06	さか い たか こ 酒 井 貴 子	再任 社外取締役 独立役員 取締役





候補者  
番号

01

再任

なが もり しげ のぶ  
**永守 重信**

(1944年8月28日生)

所有する当社株式の数 49,473,732株

### 選任理由

当社創業者として、代表取締役グローバルグループ代表を務めております。当社グループを短期間で2兆円企業に導いた実績に裏付けられた経営者としての実力と見識により、当社グループの成長発展に適任であると判断し、取締役候補者としております。

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1973年 7月 当社設立 代表取締役社長  
最高経営責任者
- 2014年10月 代表取締役会長兼社長
- 2018年 6月 代表取締役会長
- 2022年 4月 最高経営責任者
- 2024年 4月 代表取締役グローバルグループ代表  
(現任)

### 重要な兼職の状況

学校法人永守学園理事長



候補者  
番号

02

新任

きし だ みつ や  
**岸田 光哉**

(1960年2月7日生)

所有する当社株式の数 676株

### 選任理由

当社指名委員会の答申を受け、取締役会より2024年4月1日付にて社長執行役員に選任され、現在は最高経営責任者を務めております。グローバルを含めた経営経験に基づき培われた国際感覚を以て、幅広い分野での豊富な経験・実績・見識を有しており、当社グループの成長発展に適任であると判断し、取締役候補者としております。

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年 4月 ソニー(株) (現 ソニーグループ(株)) 入社
- 2018年 4月 ソニーモバイルコミュニケーションズ(株)代表取締役社長
- 2021年 4月 ソニー(株)常務
- 2022年 1月 当社入社 常務執行役員
- 2022年 7月 専務執行役員
- 2023年 4月 副社長執行役員
- 2024年 4月 社長執行役員 (現任)  
最高経営責任者 (現任)

### 重要な兼職の状況

- ニデックモビリティ(株)取締役会長
- ニデックパワートレインシステムズ(株)取締役会長
- ニデックエレシス(株)取締役会長



候補者  
番号

03

再任

こ べ ひろ し  
小 部 博 志

(1949年3月28日生)

所有する当社株式の数 948,314株

#### 選任理由

当社創業メンバーであり、現在は取締役会長を務めております。幅広い分野での豊富な経験・実績・見識を有しており、当社グループの成長発展に適任であると判断し、取締役候補者としております。

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年7月 当社設立に参加  
1982年3月 営業部長  
1984年11月 取締役  
1991年11月 常務取締役  
1996年4月 専務取締役  
2000年4月 取締役副社長  
2005年4月 最高執行責任者  
2006年6月 代表取締役副社長  
2008年6月 代表取締役副社長執行役員  
2015年6月 代表取締役副会長執行役員  
最高営業責任者  
2020年6月 副会長執行役員  
2022年5月 最高業績管理責任者  
2022年6月 代表取締役副会長執行役員  
2022年9月 代表取締役社長執行役員  
最高執行責任者  
2024年4月 取締役会長（現任）

#### 重要な兼職の状況

ニデックテクノモータ(株)取締役会長



候補者  
番号

04

再任

社外

独立役員

さとう しんいち  
佐藤 慎一

(1956年11月4日生)

所有する当社株式の数 0株

#### 選任理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

財務省で事務次官等の要職を歴任し、財務・会計に関する高い見識と経済・財政・金融政策をはじめとする幅広い分野における豊富な経験と高い見識を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。引き続き、当社取締役会の諮問機関として設置された報酬委員会の委員を務めていただきます。今後も独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただけると期待しております。

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1980年 4月 大蔵省（現 財務省）入省
- 1985年 7月 福岡国税局唐津税務署長
- 1997年 7月 外務省在英日本国大使館参事官
- 2000年 7月 総務庁（現 総務省）行政管理局管理官
- 2002年 7月 財務省主計局主計官（文部科学係担当）
- 2003年 7月 財務省主税局調査課長
- 2004年 7月 財務省主税局税制第二課長
- 2005年 7月 財務省主税局税制第一課長
- 2006年 7月 財務省大臣官房秘書課長
- 2009年 7月 財務省大臣官房審議官（主税局担当）
- 2010年 1月 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
- 2011年 8月 財務省大臣官房総括審議官
- 2013年 6月 財務省大臣官房長
- 2014年 7月 財務省主税局長
- 2016年 6月 財務事務次官
- 2017年 7月 財務省退官
- 2017年11月 サントリーホールディングス(株)顧問（現任）
- 2022年 6月 当社社外取締役（現任）

#### 重要な兼職の状況

サントリーホールディングス(株)顧問



候補者  
番号

05

再任

社外

独立役員

こまつ  
小松

やよ  
弥生

(1959年3月23日生)

所有する当社株式の数

297株

#### 選任理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

文部科学省で研究振興局長等の要職を歴任し、技術・研究開発、人材育成をはじめとする幅広い分野における豊富な経験と高い見識を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。引き続き、当社取締役会の諮問機関として設置された指名委員会の委員を務めていただきます。今後も独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただけると期待しております。

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- |          |                            |
|----------|----------------------------|
| 1981年4月  | 文部省(現 文部科学省)入省             |
| 1995年7月  | 掛川市教育委員会教育長                |
| 1998年4月  | 仙台市教育委員会教育長                |
| 2001年4月  | 文部科学省初等中等教育局幼児教育課長         |
| 2003年4月  | 文部科学省高等教育局医学教育課長           |
| 2004年7月  | 内閣府政策統括官(科学技術政策担当)付参事官     |
| 2005年7月  | 文化庁文化財部伝統文化課長              |
| 2007年4月  | 文化庁長官官房政策課長                |
| 2009年7月  | 文部科学省科学技術・学術政策局科学技術・学術総括官  |
| 2010年7月  | 文化庁文化部長                    |
| 2012年1月  | 独立行政法人国立美術館理事兼事務局長         |
| 2015年8月  | 文部科学省研究振興局長                |
| 2016年12月 | 文部科学省退官                    |
| 2017年6月  | 埼玉県教育委員会教育長                |
| 2022年5月  | 独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館館長(現任) |
| 2022年6月  | 当社社外取締役(現任)                |

#### 重要な兼職の状況

独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館館長



候補者  
番号

06

再任

社外

独立役員

さか い たか こ  
酒井 貴子

(1972年8月28日生)

所有する当社株式の数 517株

#### 選任理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

大学教授として租税・会計分野における高度な学識・専門知識を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。引き続き、当社取締役会の諮問機関として設置された指名委員会の委員長、報酬委員会の委員を務めていただきます。今後も独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただけると期待しております。

(注) 1. 上記各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1)佐藤慎一氏、小松弥生氏および酒井貴子氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

(2)佐藤慎一氏および小松弥生氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

(3)酒井貴子氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

(4)責任限定契約

当社は、佐藤慎一氏、小松弥生氏および酒井貴子氏との間で責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、以下の内容の責任限定契約を継続する予定であります。

・各取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、各取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任または選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約を任期途中に更新することを予定しております。当該契約の内容の概要は事業報告49頁に記載のとおりであります。

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年4月	京都大学大学院法学研究科研究助手
2003年4月	大阪府立大学大学院経済学研究科専任講師
2007年3月	京都大学大学院博士課程修了、博士(法学)取得
2007年10月	大阪府立大学大学院経済学研究科准教授
2018年4月	大阪府立大学大学院経済学研究科教授
2020年6月	当社社外取締役(監査等委員)
2022年4月	大阪公立大学大学院法学研究科教授(現任)
2022年6月	当社社外取締役(現任)

#### 重要な兼職の状況

大阪公立大学大学院法学研究科教授

### 第3号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役（4名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位
01	むら しみ かず や 村 上 和 也 <span style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">再 任</span>	取締役（常勤監査等委員）
02	おち あい ひろ ゆき 落 合 裕 之 <span style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">再 任</span>	取締役（常勤監査等委員）
03	やま だ あや 山 田 文 <span style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">再 任</span>	取締役（監査等委員）
		<span style="background-color: #545454; color: white; padding: 2px;">社外取締役</span> <span style="background-color: #e67e22; color: white; padding: 2px;">独立役員</span>
04	うめ だ くに お 梅 田 邦 夫 <span style="background-color: #0070c0; color: white; padding: 2px;">新 任</span>	—
		<span style="background-color: #545454; color: white; padding: 2px;">社外取締役</span> <span style="background-color: #e67e22; color: white; padding: 2px;">独立役員</span>



候補者  
番号

01

再任

むら かみ かず や  
**村上 和也**

(1955年1月18日生)

所有する当社株式の数 4,021株

### 選任理由

財務省等で要職を歴任しており、その豊富な経験と見識をもとに、取締役会の意思決定機能および監査・監督機能の強化を図れるものと考え、監査等委員である取締役候補者としております。

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1977年 4月 大蔵省（現 財務省）入省
- 1983年 7月 名古屋国税局伊勢税務署長
- 1984年 7月 国際通貨基金理事補
- 1996年 6月 欧州復興開発銀行中央アジア局長
- 2002年 7月 財務省福岡財務支局長
- 2004年 7月 大臣官房参事官（関税局担当）
- 2005年 7月 欧州復興開発銀行理事
- 2008年 7月 財務省関東財務局長
- 2009年 8月 独立行政法人中小企業基盤整備機構理事
- 2012年 6月 当社入社 常勤監査役
- 2013年 2月 京都弁護士会登録
- 2013年 6月 執行役員
- 2017年 6月 常勤監査役
- 2020年 6月 取締役（監査等委員）（現任）

### 重要な兼職の状況

- ニデックアドバンステクノロジー(株)監査役
- ニデックドライブテクノロジー(株)監査役
- ニデックテクノモータ(株)監査役
- ニデックマシンツール(株)監査役
- ニデックオーケーケー(株)監査役
- ニデックグローバルサービス(株)監査役
- ニデックマシナリー(株)監査役
- (株)TAKISAWA 監査役



候補者  
番号

02

再任

おち あい ひろ ゆき  
**落合 裕之**

(1959年7月3日生)

所有する当社株式の数 1,630株

#### 選任理由

経済産業省等で要職を歴任しており、その豊富な経験と見識をもとに、取締役会の意思決定機能および監査・監督機能の強化を図れるものと考え、監査等委員である取締役候補者としております。

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 通商産業省(現 経済産業省) 入省  
2000年7月 貿易局為替金融課長  
2002年7月 特殊法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(現 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構) 国際協力部長  
2003年7月 特許庁秘書課長  
2005年10月 貿易経済協力局貿易振興課長  
2006年8月 農林水産省大臣官房参事官  
2008年7月 内閣官房内閣参事官(内閣官房副長官補付)  
2010年8月 当社出向  
2012年8月 経済産業省復職 経済産業研修所長  
2012年12月 経済産業省退官  
2013年3月 当社入社 総務部長  
2018年6月 常勤監査役  
2020年6月 取締役(監査等委員)(現任)

#### 重要な兼職の状況

ニデックインスツルメンツ(株)監査役  
ニデックモビリティ(株)監査役  
ニデックコンポーネンツ(株)監査役  
ニデックパワートレインシステムズ(株)監査役  
ニデックプレシジョン(株)監査役  
ニデックエレシス(株)監査役  
ニデックアドバンスドモータ(株)監査役





候補者  
番号

03

再任

社外

独立役員

やま だ

山田

あや

文

(1967年2月12日生)

所有する当社株式の数

0株

#### 選任理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

大学教授として法律分野における高度な学識・専門知識を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。引き続き、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査を担っていただくと共に、当社取締役会の諮問機関として設置された報酬委員会の委員長、指名委員会の委員を務めていただきます。今後も独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただくと期待しております。

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4月 東北大学法学部助手  
1995年 4月 岡山大学法学部助教授  
2003年 4月 京都大学大学院法学研究科助教授  
2006年 4月 京都大学大学院法学研究科教授（現任）  
2020年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

#### 重要な兼職の状況

京都大学大学院法学研究科教授

候補者  
番号

04

新任

社外

独立役員

うめだ くに お  
**梅田 邦夫**

(1954年3月10日生)

所有する当社株式の数 0株

**選任理由および選任された場合に果たすことが期待される役割の概要**

外務省でブラジル、ベトナムでの特命全権大使等の要職を歴任されるなど、外交官としての国際的に豊富な経験と幅広い知見を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただきます。また、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査を担っていただきます。独立した立場で、当社の業務執行を監督する役割を果たしていただけると期待しております。

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

- 1978年 4月 外務省入省
- 1995年 4月 外務省アジア局南東アジア第二課長
- 1996年 7月 外務省アジア局地域政策課長
- 1997年 7月 外務省在ペルー日本国大使館参事官  
兼在リマ日本国総領事館総領事
- 1998年 9月 外務省在アメリカ合衆国日本国大使館参事官
- 1999年 6月 国際連合日本政府代表部参事官
- 2002年 1月 国際連合日本政府代表部公使
- 2002年 9月 外務省大臣官房人事課長
- 2004年 9月 外務省大臣官房参事官兼総合外交政策局兼アジア大洋州局
- 2006年12月 外務省在中華人民共和国日本国大使館首席公使
- 2010年 8月 外務省アジア大洋州局南部アジア部長
- 2012年 9月 外務省国際協力局長
- 2014年 1月 特命全権大使ブラジル国駐劄
- 2016年10月 特命全権大使ベトナム国駐劄
- 2020年 4月 外務省退官
- 2020年11月 外務省参与（現任）

**重要な兼職の状況**

外務省参与

- (注) 1. 山田文氏は、京都大学大学院法学研究科の教授であります。当社は教育および研究活動のため、同大学大学院工学研究科寄付講座「優しい地球環境を実現する先端電気機器工学」へ寄付しておりますが、その額は2019年度39百万円(同大学における寄付収入総額 5,352百万円)、2020年度39百万円(同 5,766百万円)、2021年度39百万円(同 5,416百万円)、2022年度49百万円(同 9,885百万円)、昨年2023年度39百万円となっております。2022年度の寄付には、125周年記念事業への寄付を含んでおります。いずれの年度も当社の寄付額は同大学寄付収入総額と比較して僅少と考えております。また、当社と同大学大学院工学研究科の間には共同研究に関する契約があり、同大学に対して2022年度18百万円、2023年度53百万円の研究費を支払っております。いずれも同氏の所属する学部と寄付先・支払先の学部が異なることおよび同氏が大学を代表する立場にないことから直接の利害関係はなく、同氏の独立性に問題はないと考えております。
2. 監査等委員である社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1)山田文氏および梅田邦夫氏は、監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
- (2)山田文氏は、現在、当社の社外取締役（監査等委員）であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- (3)責任限定契約  
当社は、山田文氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、以下の内容の責任限定契約を締結する予定であります。  
また、梅田邦夫氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- ・各取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、各取締役が責任の原因となった職務の遂行について善悪かつ重大な過失がないときに限るものとする。
3. 当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任または選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約を任期途中に更新することを予定しております。当該契約の内容の概要は事業報告49頁に記載のとおりであります。

## (ご参考)

なお、本議案が承認可決されますと、監査等委員会の構成は次のとおりとなる予定であります。

議案候補者	氏名	当社における地位
●	むら かみ かず や 村上和也 再任	取締役（常勤監査等委員）
●	おち あい ひろ ゆき 落合裕之 再任	取締役（常勤監査等委員）
●	やま だ あや 山田文 再任	社外取締役 取締役（監査等委員） 独立役員
—	とよ しま え 豊島ひろ江 現任	社外取締役 取締役（監査等委員） 独立役員
●	うめ だ くに お 梅田邦夫 新任	社外取締役 取締役（監査等委員） 独立役員

## 【ご参考】選任後の取締役会構成およびスキルマトリクス

第2号議案「監査等委員でない取締役6名選任の件」、第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合、取締役会の構成は以下のとおりです。

氏名	取締役を求める専門性と経験 ※最大3つ							
	事業戦略	技術・研究開発	国際性・グローバル経験	人材開発	環境・社会	法務・コンプライアンス	財務・会計	ガバナンス・リスク管理
永守 重信	○	○						○
岸田 光哉	○		○					○
小部 博志	○	○						○
村上 和也			○			○	○	
落合 裕之			○		○			○
佐藤 慎一	○						○	○
小松 弥生		○		○	○			
酒井 貴子				○		○	○	
山田 文			○	○		○		
豊島ひろ江			○			○		○
梅田 邦夫			○		○			○

## 【ご参考】取締役の選任方針・選任基準等に関する事項

当社は、2022年11月5日開催の取締役会において、当社の取締役および執行役員等の選任方針・選任基準・候補者案の決定等に関して、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることで、公正性・透明性・客観性を担保し、当社のコーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的に、取締役会の諮問機関として過半数が社外取締役で構成される指名委員会を設置致しました。指名委員会で審議した取締役の選任方針・選任基準の詳細は以下のとおりです。

### ア. 選任方針

グローバルな競争力の強化と事業の持続的な成長・発展を目的とし、当該ポストに関する選任基準などを踏まえ、決定するものとする。

### イ. 選任基準

#### 《共通》

・事業戦略、技術・研究開発、国際性・グローバル経験、人材開発、環境・社会、法務・コンプライアンス、財務・会計、ガバナンス・リスク管理に関わる専門的な知識、深い知見を有し、客観的かつ公平公正な見地に立ち、意見具申できる者であること（共通のうち、該当する項目をスキルマトリクスとして開示）

#### 《社内取締役》

・Nidec Wayおよび3Q6Sを体現できる者であること

#### 《社外取締役》

・Nidec Wayおよび3Q6Sに共感できる者であること  
・社外取締役の独立性基準（一般株主とは利益相反が生じるおそれがない等）を充たす者であること

※Nidec Way・3Q6S・・・NIDECグループ全体（グローバル含む）で共有し、且つ指針とすべき行動規範・経営ノウハウとしています。

### ウ. 取締役決定プロセス

取締役は、選任方針・選任基準に基づき候補者としています。取締役の選任方針・選任基準並びに取締役候補者の指名については、指名委員会が審議を行い、その結果を取締役に答申し、答申を踏まえて取締役会が決定します。

## 第4号議案 | 監査等委員でない取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容改定の件

### 1. 提案の理由

当社は2018年6月20日開催の第45期定時株主総会および2020年6月17日開催の第47期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）、執行役員および同等の地位を有する者（以下、取締役および執行役員とあわせて「取締役等」という）を対象として、取締役等の役位および業績目標達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という）の導入についてご承認をいただきました。更に、2021年6月22日開催の第48期定時株主総会においては、本制度の内容の一部改定についてご承認いただき、今日に至っております。今般、本制度を引き続き継続していくにあたり、本制度の内容の一部改定、および報酬枠を改めて設定致します。

当社における取締役の個人別報酬等の内容についての決定方針の概要は、事業報告「IV会社役員に関する事項2. 当事業年度に係る取締役の報酬等（1）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりです。本議案は、当社の中長期的な企業価値拡大に向けて、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の業績目標達成等の意欲を高めること、および自社株保有の促進を通じて持続的な企業価値（株式価値）向上への貢献意欲を高めることを目的としており、当該方針の内容に沿うものであることから、本制度の改定は相当であると考えております。

なお、本定時株主総会の終了時に本制度の対象となる当社の取締役等の数は、第2号議案「監査等委員でない取締役6名選任の件」が原案通り承認可決されますと、2名（本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員および同等の地位の者は27名）となります。

また、上記のとおり、本制度は、執行役員および同等の地位の者（以下「執行役員等」という）も対象としており、本制度に基づく報酬には、これらの執行役員等に対する報酬も含まれますが、本議案ではこれらの執行役員等が本制度の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等の報酬等として、その額および内容を提案するものであります。

### 2. 改定後の本制度における報酬等の額および内容等

#### （1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）の交付および給付（以下「交付等」という）が行われる株式報酬制度です（詳細は下記（2）以降のとおり）。

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役（グローバルグループ代表、社外取締役および監査等委員である取締役を除く）、執行役員および同等の地位の者
②取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり）	・ 3事業年度を対象として27.3億円

<p>③取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記(3)のとおり）および当社株式の取得方法（下記（2）のとおり）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 事業年度あたりに取締役等に交付等が行われる当社株式等の株式数の上限は122,500株であり、3 事業年度を対象として取締役等に交付等が行われる当社株式等の株式数の上限は367,500株（※1）</li> <li>（※1）ポイントあたりの当社株式は1株になっており、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合は、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式等の数および下記の上限交付株式数を調整します。</li> <li>・ 1 事業年度あたりに取締役等に交付等が行われる当社株式等の上限株数122,500株の当社発行済株式総数（2024年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.02%</li> <li>・ 当社株式は当社（自己株式処分）または株式市場から取得を予定していません</li> </ul>
<p>④業績達成条件の内容（下記（3）のとおり）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単年度における業績目標の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動</li> <li>・ 当該対象期間で使用する指標は連結売上高、連結営業利益およびESG評価（MSCI、FTSE、CDPの3銘柄）</li> </ul>
<p>⑤当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、対象期間終了後の所定の時期</li> <li>但し、2018年度～2020年度を対象とした期間に付与されたポイントに応じた株式については、取締役等の退任時</li> </ul>

## (2) 当社が拠出する金員の上限

改定後の本制度は、連続する3事業年度（2025年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度としており、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の3事業年度とする。以下「対象期間」という）を対象とします。

当社は、対象期間毎に27.3億円を上限とする金員を、当該対象期間に係る当社の取締役等への報酬として、受益者要件を充足する取締役等を受益者として設定している、対象期間に相当する期間の信託（以下「本信託」という）へ拠出します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。当社は当該対象期間に関し、取締役等に対するポイント（下記（3）のとおり）の付与を行い、本信託はあらかじめ定められた一定の時期に、付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度または本制度と同種の株式報酬制度として本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、当該新たな対象期間に係る当社の取締役等への報酬として上記の金額の上限の範囲内で本信託に対して追加拠出を行い、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く）および金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、当該新たな対象期間において本信託に拠出

する金額の上限の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

### (3) 取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の算定方法および上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、以下のポイント算定式に従って算出されるポイントの数に応じ、1ポイントにつき当社株式1株として決定します。

なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合は、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式等の数および下記の上限交付株式数を調整します。

#### (ポイントの算定式)

役位ごとにあらかじめ定められた基準報酬額を本信託が当社株式を取得したときの株価で除して算定したポイント（以下「基準ポイント」という）に、毎年の業績目標の達成度等に応じた業績連動係数を乗じて算出した業績連動ポイントを、対象期間中の各事業年度に在任している取締役等に対して付与します。

基準ポイントの算定式	基準報酬額÷本信託が当社株式を取得したときの平均単価
業績連動ポイント数の算定式	基準ポイント×業績連動係数(※2)(※3)

(※2)業績連動係数は、年度計画で掲げる連結売上高および連結営業利益の達成度等に加え、2025年3月31日で終了する事業年度からは、新たに主たるESG評価（MSCI、FTSE、CDPの3銘柄）における目標達成銘柄数を評価致します。また、業績連動係数の変動幅は、0%~200%とします。

(※3)信託期間中に退任等で取締役等でなくなった場合に付与するポイント数は、在任期間等に基づき調整を行います。

本信託の信託期間中に取締役等に交付等を行う当社株式等の数の上限は、1事業年度当たり122,500株を上限とし、対象期間中に取締役等に対して交付等を行う当社株式等の総数（以下「上限交付株式数」という）は367,500株を上限とします。上限交付株式数は、上記（2）の当社が拠出する金員の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

### (4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期および方法

受益者要件を満たす取締役等は、原則として対象期間終了後の所定の時期に、上記（3）に基づき算出され、付与された業績連動ポイントを累積したポイント数（以下「累積ポイント」という）の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。信託期間中に取締役等が退任する場合（自己都合退任および解任の場合等を除く）は、退任時までの累積ポイントの50%に相当する当社株式



(単元未満株式については切り捨て)の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。ただし、取締役等が日本株式を取り扱う証券口座を有しない場合には、累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、受益者要件を満たす取締役等が在任中に死亡した場合には、取締役等の死亡時までの累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、取締役等の相続人が、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、取締役等が海外赴任となった場合には、対象期間終了前に累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を在任中に受けることがあります。

#### (5) 当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

#### (6) 当社株式に係る剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。信託報酬および信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、当社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

なお、本信託を継続利用する場合には、当該残余金銭は株式取得資金として活用されます。

#### (7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

#### (参考)

なお、当社は、当社の取締役等に加え、当社グループ会社の取締役等に対しても同様の制度を導入しており、本信託に対して、当社グループ会社の取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための金銭をあわせて拠出しています。本信託内の当社株式は、各グループ会社の信託金の金額に応じて管理しています。

詳細については、2024年4月23日付「当社グループの取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

(URL:<https://www.nidec.com/jp/corporate/news/2024/news0423-04/>)

以上

# I 企業集団の現況に関する事項

## 1. 事業の経過及び成果

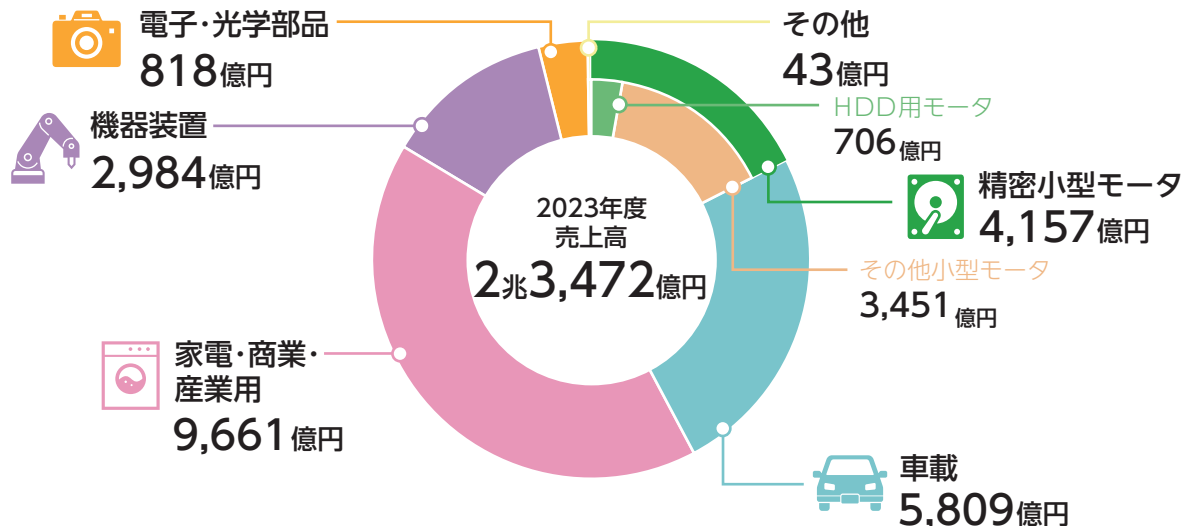
### (1) 全般的な状況

2024年3月期の当社を取り巻く事業環境は、最終市場によって需要の強弱がある一年でした。精密小型モータは、IT関連向けでは巣ごもり特需の反動減が長らく続きましたが、今年度の中盤以降は買替え需要の盛り上がりにより徐々に需要回復の兆しが表れました。加えて、急成長する生成AIを活用したデータセンター向け需要増を取込み水冷モジュールなどの新たな事業機会も生まれ始めています。車載は、半導体等の供給制約緩和に伴いグローバル自動車生産台数が徐々に回復する一方、激しい価格競争の進展によって健全な競争環境が失われつつある中国EV市場では他社に先駆けていち早く収益性最優先へと戦略転換を行いました。家電・商業・産業用は、家電需要の調整は未だ継続していますが、産業やインフラ系の更新需要は堅調に推移しています。機器装置の関連は、景気変動サイクルにおける低迷期が続き製造業関連指数も低調な中、来たる需要回復に向けて体制の整備を進めました。市場・顧客の求めに応じて良い製品を適正な価格で提供すべくスリー新（新市場、新製品、新顧客）活動の強化や徹底したコスト削減活動をグループ一丸で継続し、当期の売上高、税引前当期利益において過去最高を更新しました。

当期の継続事業からの連結売上高は、前期比5.3%増収の2兆3,471億59百万円となり、過去最高を更新しました。営業利益は前期比81.0%増益の1,627億99百万円となりました。税引前当期利益は前期比83.5%増益の2,026億12百万円、継続事業からの当期利益は前期比235.3%増益の1,263億44百万円となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は前期比238.4%増益の1,251億44百万円となりました。

### (2) 製品グループ別販売の状況





## 精密小型モータ

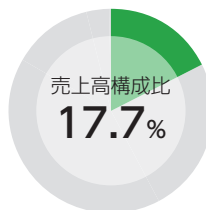
HDD用モータ、ブラシレスモータ、ファンモータ、振動モータ、ブラシ付モータ、モータ応用製品等

売上高

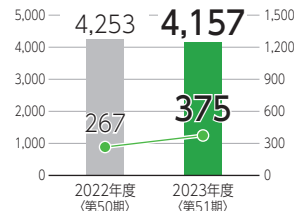
4,157億 9百万円  
2.3% 減 ↓

営業利益

374億 74百万円  
40.5% 増 ↑



■ 売上高(左軸) ● 営業利益(右軸) (単位: 億円)



売上高は前期比2.3%減収の4,157億9百万円となりました。HDD用モータの売上高は、販売数量の減少を主因として、前期比10.0%減収の706億8百万円となりました。その他小型モータの売上高は前期比0.5%減収の3,451億1百万円となりました。

営業利益は、減収による影響と製品構成の変動に対して固定費の大幅削減や原価及び売価改善を確実に実現した結果、前期比40.5%増益の374億74百万円となりました。

この事業分野には水冷モジュール関連をはじめ新製品を市場投入し、元の収益性の高い事業ポートフォリオへの転換を加速していきます。

なお、当期の売上高、営業利益への為替影響は下記のとおりです。

- 売上高：前年同期比約208億円の増収
- 営業利益：前年同期比約14億円の増益



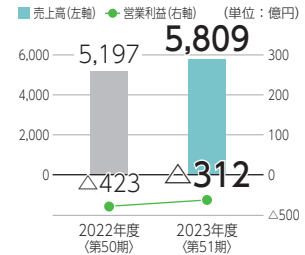
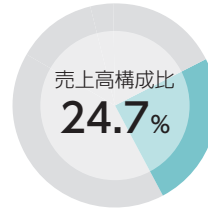


## 車載

### 車載用モータ及び自動車部品

**売上高** 5,809億 9百万円  
11.8% 増

**営業損失** 311億 92百万円  
—



売上高は中国EV市場の競争激化の一方でグローバルでの自動車生産台数の回復を着実に取り込んだことにより、前期比11.8%増収の5,809億9百万円となりました。

車載オーガニック（既存事業）においては増収による増益に加えて固定費の大幅な低減を推進しました。EVトラクションモータ関連事業においては更に踏み込んだ固定費の大幅な低減を断行すると共に、不採算機種種の受注制限を徹底する等の収益性最優先へ戦略転換致しました。これに伴う構造改革費用を含め、営業損益は前期比110億99百万円増益の311億92百万円の損失となりました。

EVトラクションモータ関連事業は戦略転換に沿って「リスタート」し、新しい体制が軌道に乗りはじめ、当社グループ本来の強さを最大限に活かした将来の成長に向かってスピード感ある挑戦に邁進しています。

なお、当期の売上高、営業損失への為替影響は下記のとおりです。

- 売上高：前年同期比約315億円の増収
- 営業損失：前年同期比約3億円の増益





## 家電・商業・産業用

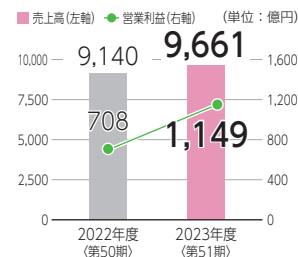
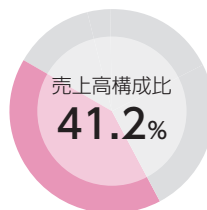
家電・商業・産業用モータ及び関連製品

売上高

9,660億 82百万円  
5.7% 増

営業利益

1,148億 74百万円  
62.2% 増



家電需要の調整が続く一方、産業関連を中心としたモーション&エナジー事業本部 (MOEN) では発電機やクリーンエネルギー市場拡大の追い風を着実に捉えたことに加えて、旺盛なインフラ関連需要を背景に新規事業を拡大しました。その結果、売上高は前期比5.7%増収の9,660億82百万円となりました。

家電関連においては増収に加えて抜本的なコスト構造改革により大幅な増益を実現しました。産業関連においても増収効果に加えて原価及び売価のたゆまぬ改善により大幅増益となりました。その結果、営業利益は前期比62.2%増益の1,148億74百万円となりました。

なお、当期の売上高、営業利益への為替影響は下記のとおりです。

- 売上高：前年同期比約586億円の増収
- 営業利益：前年同期比約59億円の増益





## 機器装置

産業用ロボット、カードリーダー、検査装置、  
プレス機器、変減速機、工作機械等

売上高

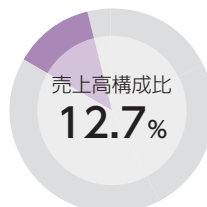
2,983億 75百万円

5.2% 増

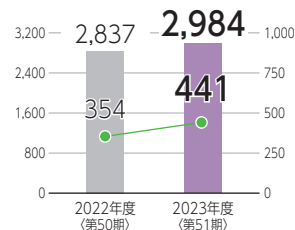
営業利益

441億 12百万円

24.7% 増



■ 売上高(左軸) ● 営業利益(右軸) (単位: 億円)



半導体検査装置や液晶ガラス基板搬送用ロボットの市場サイクル影響による減収があったものの、工作機械やプレス機関連事業の増収及び新規連結会社の影響により、売上高は前期比5.2%増収の2,983億75百万円となりました。

営業利益は増収を主因として、前期比24.7%増益の441億12百万円となりました。

なお、当期の売上高、営業利益への為替影響は下記のとおりです。

- 売上高：前年同期比約84億円の増収
- 営業利益：前年同期比約6億円の増益





## 電子・光学部品

スイッチ、センサ、  
レンズユニット、カメラシャッター等

売上高

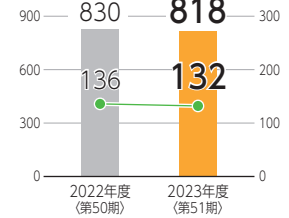
818億 39百万円  
1.4% 減

営業利益

132億 14百万円  
2.7% 減



売上高(左軸) ● 営業利益(右軸) (単位: 億円)



売上高は前期比1.4%減収の818億39百万円、営業利益は前期比2.7%減益の132億14百万円となりました。

なお、当期の売上高、営業利益への為替影響は下記のとおりです。

- 売上高：前年同期比約21億円の増収
- 営業利益：前年同期比約5億円の増益



## その他

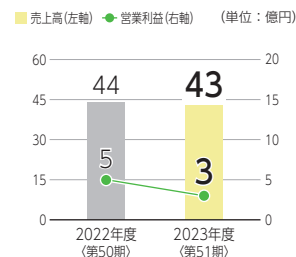
オルゴール、サービス等

売上高

42億45百万円  
2.6% 減

営業利益

3億49百万円  
26.4% 減



売上高は前期比2.6%減収の42億45百万円、営業利益は前期比26.4%減益の3億49百万円となりました。



## 2. 資金調達及び設備投資の状況

### (1) 資金調達

当連結会計年度中においては、社債の償還資金に充当するため、複数の金融機関から総額500億円の借入を行いました。また、当社子会社については原則として金融機関からの資金調達を行わず、統括会社のキャッシュマネジメントシステム等を利用したグループ内ファイナンスにより、資金調達の一元化と資金効率化を継続して推進しております。なお、当連結会計年度末の借入金及び社債の合計金額は5,432億80百万円となっております。

### (2) 設備投資

当連結会計年度中の設備投資の総額は1,120億49百万円となりました。主なものは、海外子会社の生産能力増強のための投資であります。



### 3. 財産及び損益の状況

#### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

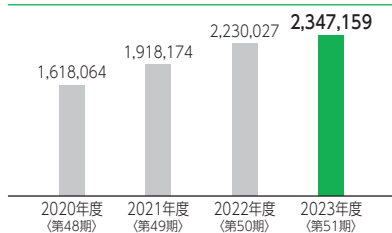
##### 【国際会計基準(IFRS)】

		2020年度〈第48期〉	2021年度〈第49期〉	2022年度〈第50期〉	2023年度〈第51期〉
売上高	(百万円)	1,618,064	1,918,174	2,230,027	2,347,159
営業利益	(百万円)	159,970	170,374	89,923	162,799
親会社の所有者に 帰属する当期利益	(百万円)	121,945	135,759	36,982	125,144
基本的1株当たり 当期利益	(円)	208.19	232.40	64.26	217.79
資産合計	(百万円)	2,256,024	2,678,483	2,862,749	3,160,635
親会社の所有者に 帰属する持分	(百万円)	1,096,020	1,292,241	1,346,565	1,632,184
1株当たり親会社 所有者帰属持分	(円)	1,871.20	2,227.00	2,342.84	2,840.56

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. 基本的1株当たり当期利益については、親会社の所有者に帰属する当期利益の数値を基に算出しております。
3. 基本的1株当たり当期利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり親会社所有者帰属持分は自己株式を控除した期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。
4. 基本的1株当たり当期利益の算定及び1株当たり親会社所有者帰属持分の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
5. 第51期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第50期については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の見直しが反映された後の金額によっております。
6. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第50期の各数値については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

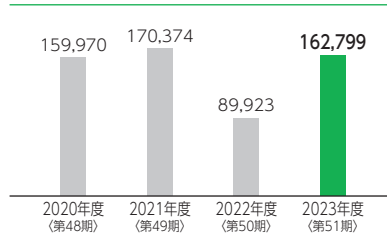
## 売上高

(百万円)



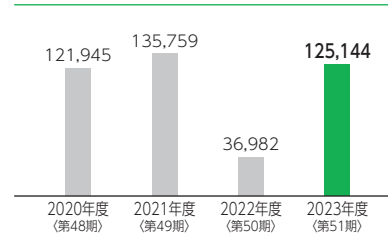
## 営業利益

(百万円)



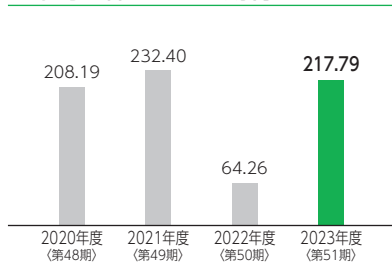
## 親会社の所有者に帰属する当期利益

(百万円)



## 基本的1株当たり当期利益

(円)



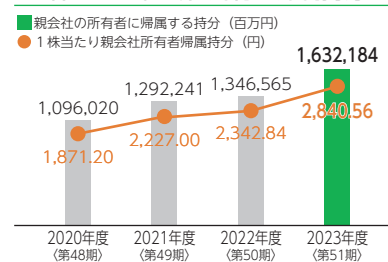
## 資産合計

(百万円)



## 親会社の所有者に帰属する持分 / 1株当たり親会社所有者帰属持分

■ 親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)  
● 1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)



## (2) 当社の財産及び損益の状況

		2020年度〈第48期〉	2021年度〈第49期〉	2022年度〈第50期〉	2023年度〈第51期〉
売上高	(百万円)	200,138	198,127	199,470	<b>222,138</b>
経常利益	(百万円)	45,646	47,695	84,171	<b>164,990</b>
当期純利益	(百万円)	41,572	45,079	77,294	<b>135,748</b>
1株当たり当期純利益	(円)	70.98	77.17	134.30	<b>236.25</b>
総資産	(百万円)	1,307,494	1,403,315	1,471,552	<b>1,691,144</b>
純資産	(百万円)	298,063	250,330	240,793	<b>339,520</b>
1株当たり純資産	(円)	508.87	431.41	418.95	<b>590.88</b>

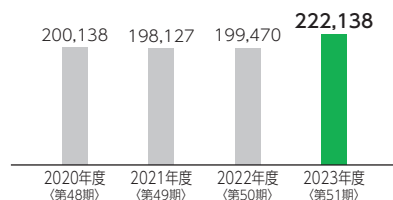
(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により、それぞれ算出しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定及び1株当たり純資産の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。

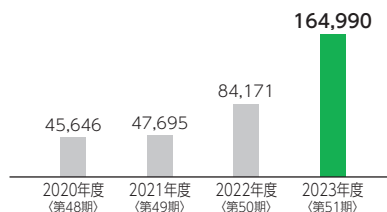
### 売上高

(百万円)



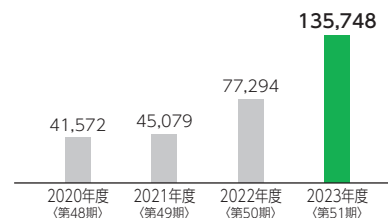
### 経常利益

(百万円)



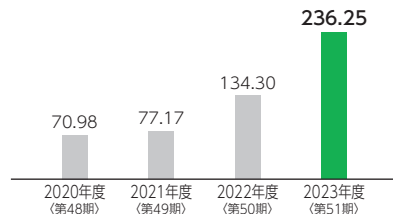
### 当期純利益

(百万円)



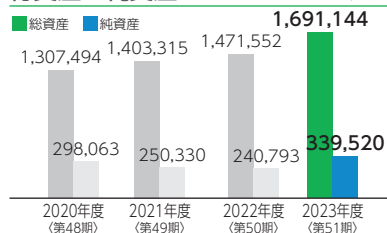
### 1株当たり当期純利益

(円)



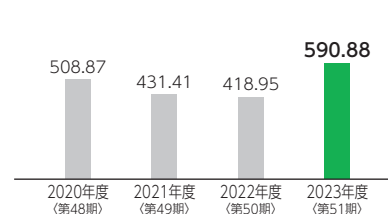
### 総資産・純資産

(百万円)



### 1株当たり純資産

(円)



## 4. 対処すべき課題

---

### (1) コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は監査等委員会設置会社であり、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しています（独立社外取締役6名、社内取締役4名）。当社では取締役会の下に、任意の諮問機関として指名委員会及び報酬委員会を設置しております。指名委員会、報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役会の諮問に応じて審議を行い、その結果を取締役会に対して答申しております。委員会は、委員の過半数を独立社外取締役にて構成しております。グローバルでの競争力強化と事業の持続的な成長・発展につなげるべく、指名委員会では、取締役及び執行役員等の選任方針・選任基準や継承プラン及びサクセッションプランの考え方、副社長の候補者案、社長選任方法等を審議しております。また、報酬委員会では役員の報酬に係る報酬決定方針の策定、報酬制度の設計（業績目標の設定、業績連動報酬の合理性、報酬構成の妥当性、報酬制度に基づく個別報酬額）等を審議しております。

### (2) グローバル経営管理インフラの構築・強化

グローバル企業として、グローバルスタンダードに準拠したグループ全体の経営管理体制・会計基準・財務内容・経営情報開示体制等の充実を更に推進してまいります。

グローバルな自律成長と海外M&AのPMI（買収後の統合）加速のために成長戦略の基盤強化が必要であり「グローバル5極マトリックス経営管理体制」の構築推進を行っております。具体的には、経営品質の向上（ガバナンス、コンプライアンス、内部統制）、経営効率の向上（高品質、低コストの域内シェアードサービス）、PMIの積極サポートを担う地域統括会社を設置すると共に、その機能拡充を進めています。

グループ入りした企業について、各社の自主独立経営を尊重する「連邦連結経営」を基本としてまいりましたが、グローバル化に対応して「グループマトリックス一体化経営」を加速的に推進しています。

グループ全体の内部統制を担う経営管理監査部では、グローバル経営体制の強化に呼応して不正予防の領域に対する監査を強化すべくグローバル監査体制を構築し、これまでの財務諸表監査、米国SOX法対応で蓄積したノウハウや実績を基盤に、内部統制の一層の強化を進めております。開示体制も情報開示に関する委員会と各専門部署の連携により充実を図ってまいります。

更に、法務コンプライアンス部、総務部リスク管理室、IR部、サステナビリティ推進部は、専門部署として各部署と連携をしながら活動を展開しております。社会の公器としての事業活動を律していくことにより、雇用維持の社会貢献に加えて、当社経営理念に基づいた新たな社会貢献活動を目指します。

### (3) 売上の過大計上等の誤謬への再発防止策

2024年5月24日付「過年度の決算短信及び有価証券報告書等並びに内部統制報告書の一部訂正に関するお知らせ」及び同日付「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の連結子会社であるニデックドライブテクノロジーにおいて、連結決算手続における当社グループの連結子会社間取引を伴う売上高等の連結調整の一部について調整対象を誤認し、売上高が過大に計上されていることが判明しました。

当社グループにおいて、決算処理に対する多角的視点での検証及び承認権限者による承認手続の強化等の再発防止策を速やかに策定、実行することで財務報告の信頼性を確保してまいります。

## 5. 企業集団の主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

HDD用モータ並びにパソコン周辺機器、OA機器、家電機器等に使用される精密小型モータの製造販売、車載用モータ及び自動車部品、家電・商業・産業用モータ及び関連製品、機器装置及び電子・光学部品の製造販売並びに各事業に関連するその他のサービスを行っております。

各事業の内容は以下のとおりであります。

事業内容	種類
精密小型モータ	HDD用モータ、ブラシレスモータ、ファンモータ、振動モータ、ブラシ付モータ、モータ応用製品等
車載	車載用モータ及び自動車部品、トラクションモータシステム
家電・商業・産業用	家電・商業・産業用モータ及び関連製品
機器装置	産業用ロボット、カードリーダー、検査装置、プレス機器、変減速機、工作機械等
電子・光学部品	スイッチ、センサ、レンズユニット、カメラシャッター等
その他	オルゴール、サービス等

## 6. 企業集団の主要拠点等 (2024年3月31日現在)

### (1) 主要な営業所及び工場

当社本社	京都市南区
当社営業所並びに開発拠点	京都、東京、滋賀、川崎
その他拠点	ニデックモータ (香港) 有限公司、ニデック自動車モータ (浙江) 有限公司、ニデックモータ(株) (米国)、ニデックグローバル・アプライアンス・ブラジル社、ニデックインスツルメンツ(株) (長野)、ニデックテクノモータ(株) (京都)、ニデックモビリティ(株) (愛知)、ニデックドライブテクノロジー(株) (京都)、ニデックアドバンステクノロジー(株) (京都)

### (2) 企業集団の使用人の状況

#### ① 企業集団の状況

区分	使用人数	前期末比増減
合計	101,112名	5,480名減

(注) 上記使用人の他に臨時雇用者17,815名が在籍しております。

#### ② 当社の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
合計	1,964名	212名減	41.7歳	12.6年

(注) 上記使用人の他に臨時雇用者37名が在籍しております。

## 7. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

会社名	資本金または出資金	議決権比率	主要な事業内容
ニデックモータ(香港)有限公司	2,352千HKD	100.0%	精密小型モータの販売
ニデック自動車モータ(浙江)有限公司	135,966千USD	100.0% (9.9%)	車載用製品の製造販売
ニデックモータ(株)	1,402,316千USD	100.0% (100.0%)	家電・商業・産業用製品の製造販売
ニデックグローバル・ アライアンス・ブラジル社	1,275,243千BRL	100.0%	家電・商業・産業用製品の製造販売
ニデックインスツルメンツ(株)	35,270百万円	100.0%	精密小型モータ、車載用製品、機器装置、電子部品の製造販売
ニデックテクノモータ(株)	2,500百万円	100.0%	家電・商業・産業用製品の製造販売
ニデックモビリティ(株)	5,000百万円	100.0%	車載用製品の製造販売
ニデックドライブテクノロジー(株)	3,796百万円	100.0%	機器装置の製造販売
ニデックアドバステクノロジー(株)	938百万円	100.0%	機器装置の製造販売

(注) 1. 資本金及び出資金は単位未満を四捨五入して表示しております。

2. 議決権比率欄の( )内は、当社子会社が所有する議決権比率の内数を示したものであります。

### (2) 重要な企業結合の経過

該当事項はありません。

## 8. 主要な借入先及び借入額 (2024年3月31日現在)

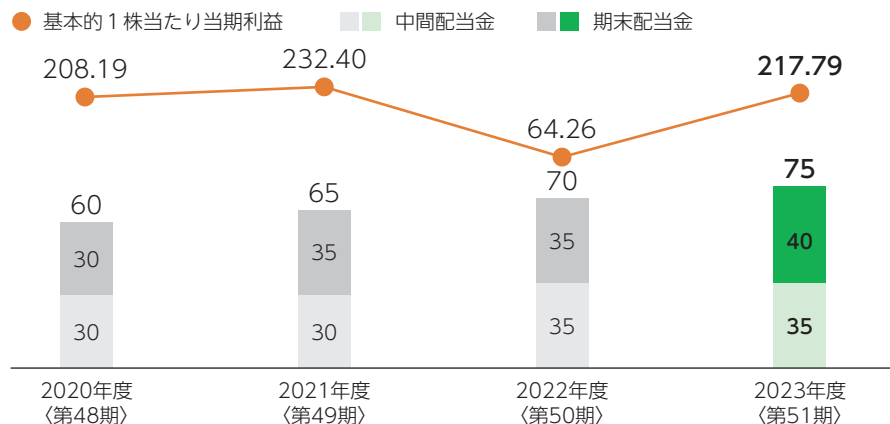
借入先	借入額 (百万円)
株式会社京都銀行	50,900
株式会社三菱UFJ銀行	31,000
株式会社三井住友銀行	20,000

## 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は「会社は株主のもの」との視点から、株主の負託に応えるべく、100年を超えて成長し続けるグローバル企業として、世界一高性能なモータで地球に貢献することで常に時代の変化を見据えた企業の将来像を示してまいります。それは成長への飽くなき挑戦を続ける当社の基本姿勢であります。株主への利益配分に関しまして、連結純利益の30%を見据えて、安定配当を維持しながら連結純利益額の状態に応じて配当額の向上に取り組んでまいります。

また内部留保金については、経営体質の一層の強化と事業拡大投資に活用し、収益向上に取り組んでまいります。

### 基本的1株当たり当期利益 (EPS) と1株当たり配当金の推移 (円/株)



## 10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 1,920,000,000株

2. 発行済株式の総数 596,284,468株

3. 株主数 180,394名

### 4. 大株主 (自己株式を除く上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	77,005	13.39
永守重信	49,473	8.60
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	29,458	5.12
株式会社京都銀行	24,798	4.31
エスエヌ興産合同会社	20,245	3.52
株式会社三菱UFJ銀行	14,851	2.58
日本生命保険相互会社	13,159	2.28
明治安田生命保険相互会社	12,804	2.22
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	11,173	1.94
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	9,776	1.70

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は自己株式21,213,851株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお自己株式には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託の所有する当社株式を含めておりません。

### 5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。



## Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## IV 会社役員に関する事項

### 1. 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	永守重信	最高経営責任者、学校法人永守学園理事長
代表取締役社長執行役員	小部博志	最高執行責任者
取締役 (常勤監査等委員)	村上和也	ニデックアドバンステクノロジー(株)監査役、ニデックドライブテクノロジー(株)監査役、ニデックテクノモータ(株)監査役、ニデックマシンツール(株)監査役、ニデックオーケー(株)監査役、ニデックグローバルサービス(株)監査役、ニデックマシナリー(株)監査役、(株)TAKI SAWA監査役
取締役 (常勤監査等委員)	落合裕之	ニデックインストルメンツ(株)監査役、ニデックモビリティ(株)監査役、ニデックコンポーネンツ(株)監査役、ニデックパワートレインシステムズ(株)監査役、ニデックプレジジョン(株)監査役、ニデックエレシス(株)監査役、ニデックアドバンスドモータ(株)監査役
取締役	佐藤慎一	サントリーホールディングス(株)顧問
取締役	小松弥生	独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館館長
取締役	酒井貴子	大阪公立大学大学院法学研究科教授
取締役(監査等委員)	山田文	京都大学大学院法学研究科教授
取締役(監査等委員)	渡邊純子	京都大学大学院経済学研究科教授、モロゾフ(株)社外取締役(監査等委員)
取締役(監査等委員)	豊島ひろ江	中本総合法律事務所パートナー、ニッタ(株)社外取締役、日東富士製粉(株)社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役 佐藤慎一氏、小松弥生氏、酒井貴子氏、山田文氏、渡邊純子氏および豊島ひろ江氏は、社外取締役であります。また、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 村上和也氏および落合裕之氏は常勤監査等委員であります。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集力の強化および重要な会議への出席によって監査の実効性を高めるためであります。
3. 2023年6月20日開催の第50期定時株主総会における取締役および取締役(監査等委員)の異動は、次のとおりであります。
- (1)取締役(監査等委員)に豊島ひろ江氏が新たに選任され、就任致しました。
- (2)取締役(監査等委員)赤松玉女氏が辞任致しました。
4. 取締役(常勤監査等委員)村上和也氏は、財務省等で要職を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 佐藤慎一氏、小松弥生氏および酒井貴子氏、取締役(監査等委員)豊島ひろ江氏に関しては、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
6. 取締役(監査等委員)山田文氏および渡邊純子氏は、それぞれ京都大学大学院法学研究科教授、京都大学大学院経済学研究科教授であります。当社は教育および研究活動のため、同大学大学院工学研究科寄付講座「優しい地球環境を実現する先端電気機器工学」へ寄付しておりますが、その額は2019年度39百万円(同大学における寄付収入総額 5,352百万円)、2020年度39百万円(同 5,766百万円)、2021年度39百万円(同 5,416百万円)、2022年度49百万円(同 9,885百万円)、昨年2023年度39百万円となっております。2022年度の寄付には、125周年記念事業への寄付を含んでおります。いずれの年度も当社の寄付額は同大学寄付収入総額と比較して僅少と考えております。また、当社と同大学大学院工学研究科との間には共同研究に関する契約があり、同大学に対して2022年度18百万円、2023年度53百万円の研究費を支払っております。いずれも両氏の所属する学部と寄付先・支払先の学部が異なることおよび両氏が大学を代表する立場にないことから直接の利害関係はなく、両氏の独立性に問題はないと考えております。

7. 当事業年度末日後に生じた担当および重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
永守重信	代表取締役グローバルグループ代表	代表取締役会長 最高経営責任者	2024年4月1日
小部博志	取締役会長 ニデックテクノモータ(株)取締役会長	代表取締役社長執行役員 最高執行責任者	2024年4月1日

## 2. 当事業年度に係る取締役の報酬等

### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項について取締役会にて決定しています。  
その詳細は以下のとおりです。

#### ア. 基本方針

当社の役員報酬は、グローバルな競争力の強化と事業の持続的な成長を目的とし、以下の方針に基づき決定するものとします。

- ・企業価値向上へのモチベーションを高めるものであること
- ・優秀な経営人材確保に資するものであること
- ・当社の企業規模と事業領域において適正な水準であること

## イ. 報酬構成の概要

<社外取締役（監査等委員である取締役を除く）>

社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、その独立性を確保するため固定報酬のみとし、月例で支給します。

<取締役グローバルグループ代表>

取締役グローバルグループ代表の報酬は、固定報酬のみとし、月例で支給します。

<取締役（グローバルグループ代表、社外取締役および監査等委員である取締役を除く）>

取締役（グローバルグループ代表、社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の報酬は、①職位に応じた固定報酬、②前年度の業績達成度等の評価に基づく変動報酬（賞与）、③3事業年度の業績達成度等に基づく業績連動型株式報酬とします。

②変動報酬（賞与）は、毎年度の連結売上高・連結営業利益の計画達成度および役員の業績等を考慮した上で決定し、変動報酬の中間値（固定報酬の50%）に対して0（不支給）から2倍までの範囲で変動します。

③業績連動型株式報酬は、対象期間を連続する3事業年度とし、職位および毎年度の連結売上高・連結営業利益の計画達成度に応じて0%から200%の範囲で変動するポイントを付与し、対象期間経過後に、付与されたポイントの累積値に基づいて算出される数の当社株式の交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を行います（1ポイント=1株）。

取締役（グローバルグループ代表、社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の①固定報酬、②変動報酬（賞与）、③業績連動型株式報酬の割合は、概ね「3」：「1.5」：「1」とします。

報酬の種類	支給基準	支給方法	報酬割合
			取締役
固定報酬	・職位別に決定	毎月現金	3
変動報酬（賞与）	・前年度の連結売上高/連結営業利益の計画達成度 ・役員の業績等を考慮 ・変動報酬の中間値に対して0から2倍までの範囲で変動	毎月現金	1.5
業績連動型株式報酬	・職位別の基準額×連結売上高/連結営業利益の計画達成度 ・0%から200%の範囲で変動するポイントを付与 ・3事業年度終了後に、累積ポイントに相当する当社株式の交付および換価処分金相当の金銭を給付	3事業年度経過後 (株式・金銭)	1

## ウ. 報酬の決定プロセス

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の固定報酬および変動報酬の額については、本方針に定める基準に従って、任意の諮問機関である報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定します。また、業績連動型株式報酬の内容についても、同様に報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定します。

## エ. 報酬の没収等（クローバック・マルス）

固定報酬および変動報酬については、会社に重大な損害を与えた場合は、対象者の同意を得て減額することがあります。

また、業績連動型株式報酬については、受益権確定日以降、株式交付対象者が職務や社内規程への重大な違反等の非違行為があった場合、会社は、その者に対して賠償を求めることができます。

## (2) 当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重した上で審議・決定を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

## (3) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社監査等委員でない取締役の金銭報酬の額は、2020年6月17日開催の第47期定時株主総会において年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は4名（うち社外取締役2名）です。当社監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2020年6月17日開催の第47期定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）です。

また、当社の取締役（グローバルグループ代表、社外取締役および監査等委員である取締役を除く）、執行役員および同等の地位を有する者を対象として、業績連動型の株式報酬制度を導入しており、当該報酬に関する株主総会の決議については(5)業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項に記載しております。

## (4) 役員の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の種類別の総額			摘要
		固定報酬	変動報酬	業績連動型 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く）	5人	167百万円	—	—	うち社外取締役 3名 28百万円
取締役（監査等委員）	6人	66百万円	—	—	うち社外取締役 4名 28百万円
計	11人	233百万円	—	—	

(注) 2018年6月20日開催の第45期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の導入を決議されております。

上記は日本基準により当事業年度に費用計上した金額を記載しております。なお、社外取締役は制度の対象外となっております。

## (5) 業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項

当社は2021年6月22日開催の第48期定時株主総会において、当社の取締役（グローバルグループ代表、社外取締役および監査等委員である取締役を除く）、執行役員および同等の地位を有する者（以下、取締役および執行役員とあわせて「取締役等」という）を対象として、取締役等の役位および業績目標達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度の導入についてご承認をいただいております。第48期定時株主総会の終了時に本制度の対象となる当社の取締役の数は、2名（本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員および同等の地位の者は31名）です。

### ア. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という）の交付および給付（以下「交付等」という）が行われる株式報酬制度です。（詳細は下記イ.以降のとおり）。

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（グローバルグループ代表、社外取締役および監査等委員である取締役を除く）、執行役員および同等の地位の者
②取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のために当社が拠出する金員の上限（下記イ.のとおり）	・3事業年度を対象として27.3億円
③取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限（下記ウ.のとおり）および当社株式の取得方法（下記イ.のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1事業年度あたりに取締役等に交付等が行われる当社株式等の株式数の上限は84,000株であり、3事業年度を対象として取締役等に交付等が行われる当社株式等の株式数の上限は252,000株（※1）</li> <li>（※1）ポイントあたりの当社株式は1株になっており、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合は、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式等の数および下記の上限交付株式数を調整します。</li> <li>・1事業年度あたりに取締役等に交付等が行われる当社株式等の上限株数84,000株の当社発行済株式総数（2024年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.01%</li> <li>・当社株式は当社（自己株式処分）または株式市場から取得する</li> </ul>
④業績達成条件の内容（下記ウ.のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度における業績目標の達成度等に応じて0%～200%の範囲で変動</li> <li>・当該対象期間で使用する指標は連結売上高および連結営業利益</li> </ul>
⑤当社株式等の交付等の時期（下記エ.のとおり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、対象期間終了後の所定の時期</li> <li>但し、2021年6月22日の本制度改定前に付与されたポイントに応じた株式については、取締役等の退任時</li> </ul>

#### イ. 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（2022年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度としており、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の3事業年度とする。以下「対象期間」という）を対象としています。

当社は、対象期間毎に27.3億円を上限とする金員を、当該対象期間に係る当社の取締役等への報酬として、受益者要件を充足する取締役等を受益者として設定している、対象期間に相当する期間の信託（以下「本信託」という）へ拠出します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。当社は当該対象期間に関し、取締役等に対するポイント（下記ウ. のとおり）の付与を行い、本信託はあらかじめ定められた一定の時期に、付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度または本制度と同種の株式報酬制度として本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、当該新たな対象期間に係る当社の取締役等への報酬として上記の金額の上限の範囲内で本信託に対して追加拠出を行い、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く）および金銭（以下「残存株式等」という）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、当該新たな対象期間において本信託に拠出する金額の上限の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

#### ウ. 取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の算定方法および上限

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、以下のポイント算定式に従って算出されるポイントの数に応じ、1ポイントにつき当社株式1株として決定します。

なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合は、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式等の数および下記の上限交付株式数を調整します。

##### （ポイントの算定式）

役位ごとにあらかじめ定められた基準報酬額を本信託が当社株式を取得したときの株価で除して算定したポイント（以下「基準ポイント」という）に、毎年の業績目標の達成度等に応じた業績連動係数を乗じて算出した業績連動ポイントを、対象期間中の各事業年度に在任している取締役等に対して付与します。

基準ポイントの算定式	基準報酬額 ÷ 本信託が当社株式を取得したときの平均単価
業績連動ポイント数の算定式	基準ポイント × 業績連動係数（※2）（※3）

（※2）業績連動係数は、年度計画で掲げる連結売上高、連結営業利益等で評価するものとし、業績連動係数の変動幅は、0%～200%とします。

（※3）信託期間中に退任等で取締役等でなくなった場合に付与するポイント数は、在任期間等に基づき調整を行います。

<業績ポイントの業績連動に使用する指標、数値および評価ウェイト>

使用指標	使用数値	評価ウェイト	目標		
			2021年度	2022年度	2023年度
連結売上高	各事業年度の取締役会にて決定する当該事業年度の見通しの数値	50%	1兆7,600億円	2兆3,000億円	2兆2,500億円
連結営業利益	同上	50%	2,000億円	2,370億円	3,230億円

業績連動報酬の業績指標として、連結売上高・連結営業利益を採用した理由は、当社の中期経営計画で目標として採用している指標であり、当該指標の業績目標達成が、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると考えているためです。

<業績ポイントの業績連動に使用する業績連動係数>

目標達成率	業績連動係数
120%以上	200%
115%以上120%未満	175%
110%以上115%未満	150%
105%以上110%未満	125%
100%以上105%未満	100%
100%未満	0%

当事業年度を含む連結売上高、連結営業利益の推移は3. 財産及び損益の状況に記載のとおりです。

本信託の信託期間中に取締役等に交付等を行う当社株式等の数の上限は、1事業年度当たり84,000株を上限とし、対象期間中に取締役等に対して交付等を行う当社株式等の総数（以下「上限交付株式数」という）は252,000株を上限とします。上限交付株式数は、上記イ. の当社が拠出する金員の上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。



## 工. 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期および方法

受益者要件を満たす取締役等は、原則として対象期間終了後の所定の時期に、上記ウ. に基づき算出され、付与された業績連動ポイントを累積したポイント数（以下「累積ポイント」という。）の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。ただし、取締役等が日本株式を取り扱う証券口座を有しない場合には、累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。信託期間中に取締役等が退任する場合（自己都合退任および解任の場合等を除く。）は、退任時までの累積ポイントの50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。（※4）

なお、受益者要件を満たす取締役等が在任中に死亡した場合には、取締役等の死亡時までの累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、取締役等の相続人が、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、取締役等が海外赴任となった場合には、対象期間終了前に累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を在任中に受けることがあります。

（※4）改定前の本制度において取締役等に付与されていたポイントについては、原則として取締役等の退任時に当社株式等の交付を行う予定であります。

## オ. 当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

## カ. 当社株式に係る剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。信託報酬および信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、当社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

なお、本信託を継続利用する場合には、当該残余金銭は株式取得資金として活用されます。

## キ. その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

### （参考）

なお、当社は、当社の取締役等に加え、当社グループ会社の取締役等に対しても同様の制度を導入しており、本信託に対して、当社グループ会社の取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための金銭をあわせて拠出しています。本信託内の当社株式は、各グループ会社の信託金の金額に応じて管理しています。

詳細については、2021年4月22日付「当社グループの取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

（URL：<https://www.nidec.com/jp/corporate/news/2021/news0422-04/>）

### 3. 社外役員 of 主な活動状況等

#### (1) 社外取締役の当年度における主な活動状況

氏名	出席の状況 (出席回数/開催回数)				活動の状況
	取締役会	監査等委員会	指名委員会	報酬委員会	
佐藤 慎一	21回/26回	—	—	2回/2回	財務・会計に関する高い見識と経済・財政・金融政策をはじめとする幅広い分野における豊富な経験と高い見識を活かし、取締役会において積極的な発言を行っております。また、当社取締役会の諮問機関として設置された報酬委員会の委員を務め、役員に関する報酬決定プロセスの透明性確保および報酬の妥当性判断などに際し、重要な役割を果たすなど、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
小松 弥生	22回/26回	—	1回/1回	—	技術・研究開発、人材育成をはじめとする幅広い分野における豊富な経験と高い見識を活かし、取締役会において積極的な発言を行っております。また、当社取締役会の諮問機関として設置された指名委員会の委員を務め、取締役および執行役員等の選任方針・選任基準・候補者案の決定などに際し、重要な役割を果たすなど、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
酒井 貴子	23回/26回	—	1回/1回	2回/2回	大学教授として租税・会計分野における高度な学識・専門知識を活かし、取締役会において積極的な発言を行っております。また、当社取締役会の諮問機関として設置された指名委員会の委員長、報酬委員会の委員として、取締役および執行役員等の選任方針・選任基準・候補者案の決定、役員に関する報酬決定プロセスの透明性確保および報酬の妥当性判断などに際し、重要な役割を果たすなど、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
山田 文	24回/26回	14回/16回	1回/1回	2回/2回	大学教授として法律分野における高度な学識・専門知識を活かし、取締役会および監査等委員会において独立した客観的立場から積極的な発言を行い、経営の監督機能を果たしております。また、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査に貢献しました。当社取締役会の諮問機関として設置された指名委員会の委員、報酬委員会の委員として、取締役および執行役員等の選任方針・選任基準・候補者案の決定、役員に関する報酬決定プロセスの透明性確保および報酬の妥当性判断などに際し、重要な役割を果たすなど、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
渡邊 純子	25回/26回	16回/16回	—	—	大学教授として経済学における高度な学識・専門知識を活かし、取締役会および監査等委員会において独立した客観的立場から積極的な発言を行い、経営の監督機能を果たしております。また、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査に貢献しました。
豊島 ひろ江	20回/20回	12回/12回	—	—	弁護士として企業法務・コンプライアンス・M&A等の分野における豊富な経験・専門知識を活かし、取締役会および監査等委員会において独立した客観的立場から積極的な発言を行い、経営の監督機能を果たしております。また、監査等委員として監査等委員会による取締役の職務の執行に関する監査に貢献しました。

- (注) 1. 当事業年度における取締役会の開催回数は26回、監査等委員会の開催回数は16回、指名委員会の開催回数は1回、報酬委員会の開催回数は2回であります。  
2. 2023年6月20日開催の第50期定時株主総会において、豊島ひろ江氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され就任致しました。同氏においては、同日以降の当事業年度における取締役会、監査等委員会への出席回数および開催回数を記載しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役 佐藤慎一氏、小松弥生氏および酒井貴子氏、社外取締役（監査等委員） 山田文氏、渡邊純子氏および豊島ひろ江氏との間では損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役および社外取締役（監査等委員）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役および社外取締役（監査等委員）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ① 被保険者の範囲

当社および当社の全ての子会社の取締役、監査役、執行役員、会計参与、管理監督者の地位にある従業員（既に退任および保険期間中当該役職に就くものを含む）、およびこれらの相続人。

### ② 保険契約内容の概要

被保険者が①の立場での業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。但し、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正が損なわれなように措置を講じている。保険料は全額会社が負担する。

# V 会計監査人に関する事項

## 1. 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) 従来、当社が監査証明を受けているPwC京都監査法人は、2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人と合併し、名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しております。

## 2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
(1) 当社が支払うべき報酬等の合計額	250百万円
(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	613百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、ニデック自動車モータ（浙江）有限公司他2社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。
3. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、検討を行った結果、前事業年度の監査計画・監査の実施状況、当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断し、同意を致しました。

## 3. 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査等委員会が当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出します。

## VI 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として、以下のような体制を構築しております。

#### (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令・諸規則、社内規則・基準、社会倫理規範等を遵守することにより社会の信頼を獲得すると同時に役職員の倫理意識を高め、企業の誠実さを確立すべく以下の体制を確保しております。

- ① 当社は、当社グループ全体のコンプライアンスに関する基本的な考え方並びに組織及び運営方法等を定め、法令等に基づく適正な業務執行とそのプロセスの継続的な検証と改善を通じてコンプライアンス体制の確立と意識の徹底を図ることを目的として「ニデックグループコンプライアンス規程」を定めております。
- ② 取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する基本方針を策定し、当社グループのコンプライアンス状況を監視しています。
- ③ 具体的な行動指針として、「ニデックグループコンプライアンス行動規範」を作成し、当社グループの全ての役職員に周知徹底しています。
- ④ コンプライアンス推進活動の一環として、「ニデックコンプライアンス・ハンドブック」を作成・活用するなどして、コンプライアンス研修を当社グループ各社に実施し、当社グループ各社の役職員のコンプライアンス意識の向上に努めています。
- ⑤ コンプライアンス徹底のために当社グループ全社を対象とする内部通報制度（Nidec Global Compliance Hotline）を設置し、法令・社内規則違反に関する社員からの報告や問題提起を奨励すると共に、通報者の保護を図っております。
- ⑥ このような活動を推進するため、当社に設置した法務コンプライアンス部とニデックグループの各地域（米州・中国・欧州・東南アジア）に置いた地域コンプライアンスオフィサーが連携して、当社グループ各社のコンプライアンスを確保する体制（グローバル・コンプライアンス体制）を構築しております。
- ⑦ コンプライアンス違反に関しては、法務コンプライアンス部または内部通報窓口への報告・通報等に基づき調査・解決し再発防止を図ります。コンプライアンス違反事案のうち、処分が必要なものは、懲戒委員会、取締役会の審議を経て処分を決定しております。
- ⑧ 当社は、本社各部門からグループ全体の内部統制システム構築の指導・支援を実施すると共に、適法・適正で効率的な事業運営を管理・監査しております。
- ⑨ 当社及び当社子会社の内部監査部門は、当社グループ各社の内部監査を実施し、業務の改善策の指導及び支援助言を行っています。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員は職務の執行に係る文書については、「文書規程」により保存年限を定めて整理・保存するものとし、監査等委員は常時閲覧可能であります。

## (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループ全体のリスク管理体制確立のため「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会とリスク管理室を設置します。リスク管理委員会は取締役会の下に設置し年度方針を策定し、その下に当社リスク主管部署の部門長及び当社グループ各社がリスクの管理・対応・報告の徹底を図るための年度計画を作成・実行します。リスク管理室はこれを支援し経過報告を集約する一方、経営管理監査部がこのリスク管理体制の整備状況を適宜監査します。
- ② 日常のリスク管理に関して定めた「リスク管理規程」とは別に、リスクが顕在化し現実の危機対応が必要となった際に備え、当社グループ全体の危機管理について記載した「危機管理規程」を定めております。
- ③ 当社は、当社グループ全体の情報セキュリティリスクの管理のため、情報セキュリティに関する基本的な考え方や並びに管理体制及び運営方法を定め、企業活動を行う上で重要な経営資産である当社グループの情報資産を適切に保護すると共に、その適正な使用を行うことを目的として「情報セキュリティ基本規程」を定めております。
- ④ 当社は、取締役会の下に情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティに関する基本方針を策定し、情報セキュリティ諸施策の遂行状況を監督、指導を行います。
- ⑤ 当社に設置する情報セキュリティ管理部門は諸施策実施の支援並びに情報セキュリティに関する事故または問題発生時における対応を行う一方、経営管理監査部は情報セキュリティ監査の実施、指導及び支援を適宜行います。

## (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社では、「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の基礎として、執行役員制度を採用し、業務執行権限を執行役員に委譲します。取締役会は、当社の経営方針及び経営戦略等に係る重要事項を決定し、執行役員の選任・解任と業務執行の監督を行います。
- ② 当社グループでは、具体的な数値目標・定性目標として設定された長期ビジョンを実現するための中期経営計画を策定し、年度事業計画の基礎とします。策定にあたり中期達成目標としての実行可能性・長期ビジョンとの整合性・達成のために克服すべき課題やリスクを含め検討し決定します。なお、マーケット状況の変化・進捗状況の如何により定期的に見直しローリングを行います。
- ③ 当社及び当社グループ各社では、業務処理の判断及び決定の権限関係を明確にして経営効率と透明性の向上を図るため、稟議事項及び稟議手続きについて「稟議規程」を定めております。
- ④ 当社及び当社グループ各社では、重要な情報については、毎日のリスク会議で迅速に報告・共有し、リスク会議の議事録は毎日各部門長に配信され日々の業務に活用します。また必要に応じて、Management Committee、経営会議の場でも幅広く討議・共有します。

**(5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項**

- ① 当社の取締役及び執行役員は、当社グループ会社の取締役及び執行役員を兼務してグループ各社の経営会議に出席し、四半期ごとにグループCEO会議を開催する等、グループ内での方針・情報の共有化と指示・要請の伝達を効率的に実施します。
- ② 当社グループ各社の業務を所管する管理部署は、当社グループ各社との連携強化を図ると共に、経営内容を的確に把握するため、必要に応じて報告を求め、書類等の提出を求めています。

**(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査等委員会の要請に従い経営管理監査部は監査等委員会が求めた事項の監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告します。
- ② 当該監査においては監査等委員の指揮命令の下にその職務を補助します。その報告に対して他の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員は一切不当な制約をしません。

**(7) 当社グループの取締役及び使用人並びに子会社監査役またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制及び通報者保護の体制**

- ① 当社取締役及び執行役員または使用人は、当社監査等委員会に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項・内部監査の実施状況・内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告します。報告の方法については、他の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員と監査等委員会との協議により決定する方法によっております。
- ② 当社経営管理監査部は、定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査の結果を報告しております。
- ③ 当社法務コンプライアンス部は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査等委員会に対して報告しております。
- ④ 当社グループでは、グループ全社を対象とする内部通報制度(Nidec Global Compliance Hotline)において通報者が報告をしたことを理由として不利益を被らないよう通報者保護を図っております。

**(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

当社監査等委員会は、監査等委員会規程及び監査等委員会監査等基準に従い、監査費用の予算等監査等委員がその職務を執行する上で必要と認めた事項について、独立して決議する権限を有し、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。

**(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員は経営陣と意見交換を実施します。
- ② 監査等委員は毎月の活動を監査報告書にまとめ、取締役会に報告します。
- ③ 監査等委員は各社の現場にも足を運び入れ、業務監査等を実施します。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

---

当社では、上記体制に基づき、以下の具体的な取り組みを実施致しました。

### (1) コンプライアンス体制

当社法務コンプライアンス部は、コンプライアンス推進活動の一環として、コンプライアンス研修を当社及び当社グループ各社に実施し、当社グループ各社の役職員のコンプライアンス意識の向上に努めてまいりました。また、当社グループ各社のコンプライアンス責任者、推進者を集めた「グループコンプライアンス連絡会」を開催し、各社の取り組み状況について共有するなどして、コンプライアンスレベルの向上を推進しました。当社経営トップは、当社グループ経営方針発表会等においてコンプライアンス重視の姿勢の周知を行ってまいりました。更に、当社コンプライアンス委員会は、当社及び当社グループ各社のコンプライアンス状況を監視し、コンプライアンス体制の確保に努めてまいりました。

### (2) リスク管理体制

当社リスク管理室は、当社を取り巻くリスクを46に分類、各々リスクについて主管部署を特定し、リスクの指標化による見える化・リスクが顕在化する前の予兆管理を行い、経営層、関係者に報告することで損害を回避・最小限に抑える活動を進めてまいりました。また、これらリスク主管部署に加え、当社グループ各社からリスク調査評価表及びリスク管理活動計画と前事業年度の計画実施状況を収集し活動内容を確認致しました。また、リスク管理室が主管部署となる「偶発的リスク（自然災害、感染症の蔓延など）」について、事故分析・低減対策を立案し、社内関係者と共に対応を行っております。更に有事の際は、危機管理対策本部事務局として情報収集を行い、緊急対応、事業継続活動方針策定、社員へ周知する役割を担っております。直近では、2020年1月より2023年5月まで新型コロナ対応のため危機管理対策本部を設置致しました。このように、当社グループの重要リスクを特定しそれに対応することにより、リスク管理の徹底に努めてまいりました。

### (3) 職務執行の効率性を確保するための体制

業務執行に係る重要案件については、取締役会に上程する前に、Management Committeeに付議し、当該業務執行の妥当性やリスクの有無等を議論し検討を行うことにより、業務執行の効率性の向上に努めてまいりました。

### (4) 監査等委員会の監査体制

当社監査等委員は、その全員が取締役会に出席し、取締役会において十分な議論に基づく意思決定がなされていることのモニタリングを実施致しました。また、監査等委員会において、当社経営管理監査部及び当社会計監査人と情報共有及び意見交換をすると共に、リスク会議等の情報を適宜入手し、そこから得られた事業リスクに関する重要な問題等を必要に応じて取締役会へ報告致しました。

また、監査等委員会に当社会計監査人を当事業年度において計8回招くなど、密接に情報交換を行いました。

### (5) 内部監査体制

当社経営管理監査部は、内部監査計画に基づいて、当社及び当社グループ各社に対して内部監査を実施し、内部統制等に関して識別した問題点については、必要に応じて経営者、リスク会議等へ報告・説明し、関係部署への改善の徹底を図ってまいりました。また、当社監査等委員に対しても、適時報告会を実施し、当社グループ各社における内部監査の結果を報告致しました。



## 連結計算書類

### 連結財政状態計算書 (2024年3月31日現在)

#### [ 資産の部 ]

(単位：百万円)

科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>1,538,683</b>
現金及び現金同等物	217,005
営業債権及びその他の債権	672,655
その他の金融資産	3,762
未収法人所得税	12,457
棚卸資産	560,365
その他の流動資産	72,439
<b>非流動資産</b>	<b>1,621,952</b>
有形固定資産	877,284
のれん	396,143
無形資産	248,922
持分法で会計処理される投資	8,352
その他の投資	36,448
その他の金融資産	18,649
繰延税金資産	16,255
その他の非流動資産	19,899
<b>資産合計</b>	<b>3,160,635</b>

#### [ 負債及び資本の部 ]

(単位：百万円)

科目	金額
<b>流動負債</b>	<b>956,502</b>
短期借入金	42,954
1年以内返済予定長期債務	143,128
営業債務及びその他の債務	527,952
その他の金融負債	14,001
未払法人所得税	44,343
引当金	63,457
その他の流動負債	120,667
<b>非流動負債</b>	<b>544,947</b>
長期債務	414,817
その他の金融負債	5,115
退職給付に係る負債	34,344
引当金	2,062
繰延税金負債	78,200
その他の非流動負債	10,409
<b>負債合計</b>	<b>1,501,449</b>
<b>資本金</b>	<b>87,784</b>
資本剰余金	98,099
利益剰余金	1,213,361
その他の資本の構成要素	400,885
自己株式	△167,945
親会社の所有者に帰属する持分合計	1,632,184
非支配持分	27,002
<b>資本合計</b>	<b>1,659,186</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>3,160,635</b>

## ■ 連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>継続事業</b>	
売上高	2,347,159
売上原価	△1,849,854
売上総利益	497,305
販売費及び一般管理費	△253,451
研究開発費	△81,055
<b>営業利益</b>	<b>162,799</b>
金融収益	36,294
金融費用	△21,867
デリバティブ関連損益	△188
為替差損益	32,738
持分法による投資損益	△7,164
<b>税引前当期利益</b>	<b>202,612</b>
法人所得税費用	△76,268
継続事業からの当期利益	126,344
非継続事業	
非継続事業からの当期損失	△44
当期利益	126,300
当期利益の帰属	
親会社の所有者	125,144
非支配持分	1,156
<b>当期利益</b>	<b>126,300</b>

## 計算書類

### 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

#### [ 資産の部 ]

(単位：百万円)

科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>421,311</b>
現金及び預金	163,815
電子記録債権	487
売掛金	105,644
製品	5,974
仕掛品	41
原材料及び貯蔵品	2,771
前払費用	2,000
関係会社短期貸付金	82,362
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	47,178
未収入金	8,904
その他	2,341
貸倒引当金	△206
<b>固定資産</b>	<b>1,269,833</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>58,471</b>
建物	35,341
構築物	789
機械及び装置	841
工具、器具及び備品	2,860
土地	17,829
建設仮勘定	795
その他	16
<b>無形固定資産</b>	<b>3,623</b>
特許権	10
ソフトウェア	3,040
ソフトウェア仮勘定	544
のれん	13
その他	16
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,207,739</b>
投資有価証券	25,472
関係会社株式	870,618
関係会社出資金	89,170
関係会社長期貸付金	219,862
破産更生債権等	445
長期前払費用	250
前払年金費用	1,320
その他	1,047
貸倒引当金	△445
<b>資産合計</b>	<b>1,691,144</b>

#### [ 負債及び純資産の部 ]

(単位：百万円)

科目	金額
<b>流動負債</b>	<b>979,805</b>
電子記録債務	8,298
買掛金	46,528
短期借入金	605,924
1年内償還予定の社債	130,000
未払金	57,780
未払費用	2,178
預り金	118,067
前受収益	55
賞与引当金	1,918
製品保証引当金	2,153
その他	6,904
<b>固定負債</b>	<b>371,819</b>
社債	221,620
長期借入金	146,000
繰延税金負債	3,160
その他	1,039
<b>負債合計</b>	<b>1,351,624</b>
<b>株主資本</b>	<b>329,616</b>
<b>資本金</b>	<b>87,784</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>149,110</b>
資本準備金	92,005
その他資本剰余金	57,105
<b>利益剰余金</b>	<b>262,749</b>
利益準備金	721
その他利益剰余金	262,028
別途積立金	57,650
繰越利益剰余金	204,378
<b>自己株式</b>	<b>△170,027</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>9,904</b>
その他有価証券評価差額金	9,523
<b>土地再評価差額金</b>	<b>381</b>
<b>純資産合計</b>	<b>339,520</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,691,144</b>

## ■ 損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		222,138
売上原価		162,204
売上総利益		59,934
販売費及び一般管理費		59,085
営業利益		849
営業外収益		
受取利息	29,224	
受取配当金	131,099	
為替差益	20,326	
その他	5,401	186,050
営業外費用		
支払利息	20,566	
社債利息	653	
その他	690	21,909
経常利益		164,990
特別利益		
固定資産売却益	46	46
特別損失		
固定資産処分損	16	
減損損失	172	
関係会社出資金評価損	7,903	
関係会社株式評価損	263	8,354
税引前当期純利益		156,682
法人税、住民税及び事業税	22,409	
法人税等調整額	△1,475	20,934
当期純利益		135,748

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

ニデック株式会社  
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本剛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中村源

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩井達郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニデック株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ニデック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表Ⅰ. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 6. 誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、誤謬の訂正を行い、期首の資本の帳簿価額を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかと共に、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

ニデック株式会社  
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本剛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中村源

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩井達郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニデック株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと共に、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実施致しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、当社連結子会社において売上の過大計上等の誤謬が判明したことを受け、過年度の連結財務諸表等において誤謬に基づく訂正が行われたことにつき、監査等委員会としては、当社グループの再発防止策の実施状況等について監視して参ります。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

ニデック株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 村上 和也 ㊞

常勤監査等委員 落合 裕之 ㊞

監査等委員 山田 文 ㊞

監査等委員 渡邊 純子 ㊞

監査等委員 豊島ひろ江 ㊞

(注) 監査等委員山田文、渡邊純子及び豊島ひろ江は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主優待（3月末） ～ 株主様へ日頃の感謝を込めて ～



すわのね 豪華オルゴールが当たる！



### 応募のご案内

期 間：2024年6月1日(土)～6月30日(日)

資 格：株式保有期間3年以上且つ単元株（100株）以上保有の株主様

方 法：以下記載の①②いずれかの方法でご応募ください。

※ご応募いただきました株主の皆様のご個人情報は、本件企画の目的以外では使用いたしません。

- 株主お1人様につきご応募は1回とさせていただきます。2回以上ご応募された場合、またご記入内容に不備があった場合は、無効とさせていただきますので、ご了承ください
- 当選者の発表は、当選者への郵送によるご案内をもってかえさせていただきます。なお、落選された方へのご案内、また当落選に関するお問合せの対応はいたしかねますので、ご了承ください。

- ① 次のURLもしくはQRコード®より当社のホームページ上に設定の「株主優待ページ」へアクセスし、「株主優待ご応募フォーム」より必要事項をご入力。

URL：<https://www.nidec.com/jp/ir/event/shareholder-benefit>

または、

- ② 郵便葉書に必要事項をご記入。



郵便はがき  
63円  
切手  
601-8205  
ニデック株式会社  
総務部 株主優待担当  
京都市南区久世殿城町338

宛名面

①株主番号(9桁)  
②株主様お名前(フルネーム/フリガナ)  
郵便番号  
ご住所(株主名簿と統一)  
メールアドレス(\*任意)  
ご年齢(\*任意)  
③ご希望のオルゴール  
(A)もしくは(B)

裏面

【ご参考】  
株主番号は、同封「議決権行使書」の  
上部中央に記載の9桁の数値を  
正確にご記入ください。



### ④株式保有期間10年以上※1



### ⑤株式保有期間3年以上



株式保有期間	優待内容	当選人数
10年以上※1	④ オルフェウス (7.5万～9万円相当)※2 「上質な質感のメイプル材を使用しオルゴール本来の良さを活かしたシンプルなデザインと50弁の多彩な音色が特徴の、スクエア型オルフェウス」	抽選で 10名様
3年以上	⑤ 5千円相当のオルゴール 「蝶の柄が愛らしい、ベっ甲塗り宝石箱オルゴール（色：黒、曲目：星に願いを）」	抽選で 100名様

※1 10年以上保有の株主様は、上記④か⑤のいずれかを選択のうえご応募いただけます。

※2 オルフェウスにつきましては、当選者が確定後、ご希望の色味・曲目をご選択いただく予定です。

【優待制度に関するお問合せ先：ニデック(株) 総務部 075-935-6100】

## 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当金 毎年3月31日 中間配当金 毎年9月30日 <small>(その他必要がある場合は、あらかじめ公告します)</small>
単元株式数	100株
公告方法	当社のホームページに掲載します。 <a href="https://www.nidec.com/jp/">https://www.nidec.com/jp/</a> <small>ただし、やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載します。</small>
株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所 (郵便物送付先)	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (電話照会先) 0120-782-031 (URL) <a href="https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/">https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/</a>

## 株式に関するご照会について

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所・名義・口座等の変更、単元未満株式の買取等のお届出およびご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、左記の電話照会先にご連絡ください。

## 特別口座について

株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である左記の三井住友信託銀行株式会社に口座（特別口座といいます。）を開設しております。特別口座についてのご照会および住所変更等のお届出は、左記の電話照会先をお願いいたします。

## 第51期 定時株主総会決議結果について

6月18日開催の当社第51期定時株主総会において、報告並びに決議されました内容は、本定時株主総会終了後に掲載する「第51期定時株主総会決議ご通知」にて詳細をご確認いただけます。以下URL へアクセスください。

<https://www.nidec.com/jp/ir/event/meeting/>

## 期末の株主通信廃止のお知らせ

この度、定時株主総会終了後にお送りしておりました期末の株主通信の送付は取りやめると致しました。なお、中間期の株主通信につきましては、従来通り発行する予定です。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

# 株主総会会場ご案内略図

## 開催場所



京都市下京区東堀川通り塩小路下ル松明町1番地  
リーガロイヤルホテル京都2階「春秋の間」

## 交通のご案内

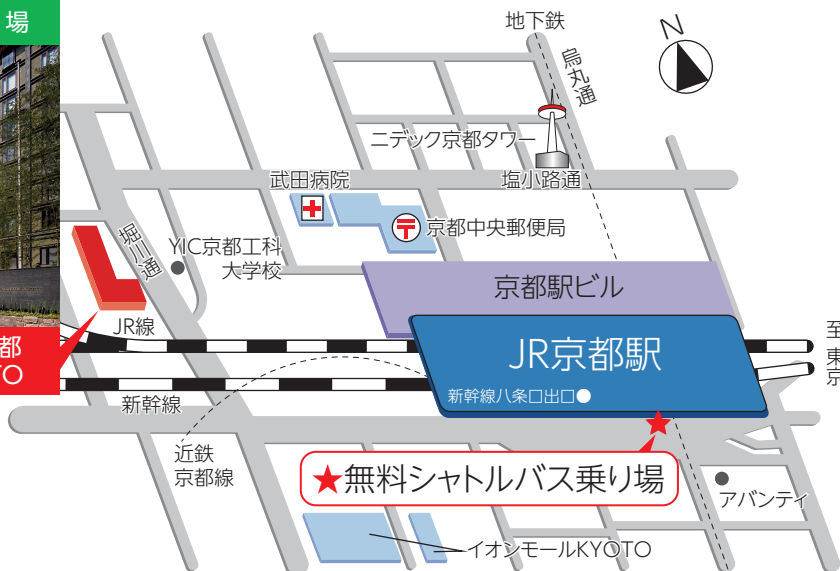


- ◆京都駅から西へ徒歩約7分
- ◆ホテルの無料送迎バスサービス
  - 京都駅八条口 ⇄ リーガロイヤルホテル京都
  - 約20分間隔にて運行

## ニデック(株) 株主総会会場



リーガロイヤルホテル京都  
RIHGA ROYAL HOTEL KYOTO



お土産の配布は取り止めさせていただいております。  
何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

※駐車場・駐輪場はご用意しておりませんので  
くれぐれも車両でのご来場はご遠慮願います。

